

## 保育料無償化後の3歳以上児の給食費の取扱に関する方針（案）

### (1) 幼稚園利用者との格差是正のため、公立保育園の給食費（副食費・主食費）の徴収を開始する。

ただし、低所得者世帯等の取扱いをそれぞれ以下とのおりとする。

副食費 … 国基準に基づき、年収360万未満相当の世帯・第3子以降を0円とする

主食費 … 現制度で保育料が0円となっている生活保護・ひとり親世帯・第3子等は0円とする

※逆転現象の防止

対象者 : 3歳以上児 ※3歳未満児は保育料に含まれているため対象外

費用額（案） : 主食費 400円/月 副食費 5,200円/月

※国が目安としている額は主食費3,000円、副食費4,500円

### (2) 負担の逆転現象を防ぐため、私立保育園に対し、主食費相当額の補助を行う【継続事業】

該当事業：白井市私立保育園運営費補助金（運営費補助事業）

補助対象：現制度で保育料が0円となっている生活保護・ひとり親世帯・第3子等に係る主食費相当額

特定財源：なし

### (3) 保育園利用者との格差是正のため、幼稚園利用者に対し、副食費相当額の補助を行う【新規事業】

該当事業：新規事業（検討中）

補助対象：年収360万未満相当の世帯・第3子に係る副食費相当額

特定財源：子ども・子育て支援交付金 実費負担に係る補足給付事業（財源負担：国・県・市 各1/3）

※今般の無償化の実施に伴い新設された事業

		現行		保育料無償化後（案）	
		保育園・認定こども園等	新制度未移行幼稚園 (市内幼稚園)	保育園・認定こども園等	新制度未移行幼稚園 (市内幼稚園)
副 食 費	国基準	保育料（市基準額） に含む	園基準額を実費負担	①園基準額を実費負担 ②年収360万未満・第3子は免除	①園基準額を実費負担 ②年収360万未満・第3子の負担 減免に関する補助金を新設
	白井市 公立	保育料（市基準額） に含む	—	①月5,200円（案）を実費負担 ②年収360万未満・第3子は免除	—
	白井市 私立	保育料（市基準額） に含む	園基準額を実費負担	①園基準額を実費負担 ②年収360万未満・第3子は免除 【公定価格】	①園基準額を実費負担 ②年収360万未満・第3子に市か ら補助【新設】
主 食 費	国基準	園基準額を実費負担	園基準額を実費負担	園基準額を実費負担	園基準額を実費負担
	白井市 公立	徴収なし	—	①月400円（案）を実費負担 ②生活保護・第3子等は免除	—
	白井市 私立	実質無償化 【市単独補助】	園基準額を実費負担	①園基準額を実費負担 ②生活保護・第3子等は免除 【市単独補助：継続】	園基準額を実費負担



**令和元年10月1日から**

**3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを  
利用する子供たちの利用料が無償化されます。**

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

## **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち**

### **【対象者・利用料】**

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化されます。

- **保育園をご利用の場合、新たな手続きはありません。**

(注) 今回の無償化対象から除かれている給食費について、新たに口座振替等の手続が生じる場合があります。その場合は、利用している園よりお知らせします。

- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。

- **食材料費（給食費）、時間外保育料、行事費、通園送迎費などは、保護者の負担になります。**

(注) 食材料費（給食費）は園ごとに金額を設定します。また、年収360万円未満相当世帯の子供たちと、多子世帯の一部において、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。

- **白井市内の幼稚園については、全ての家庭において、無償化となるための認定が必要となります。** 無償化となる利用料の上限は月額2.57万円です。手続きの方法などは、ご利用の施設を通してご案内します。

- **0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**

- さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

### **【対象となる施設・事業】**

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業**（標準的な利用料）も同様に無償化の対象とされます。

(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

## 幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

### 【対象者・利用料】

- 預かり保育の無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注) 原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等、認可保育所の利用と同等の要件となります。

- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

## 認可外保育施設等を利用する子供たち

### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注1) 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等、認可保育所の利用と同等の要件となります。

- 3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。

### 【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

(注1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

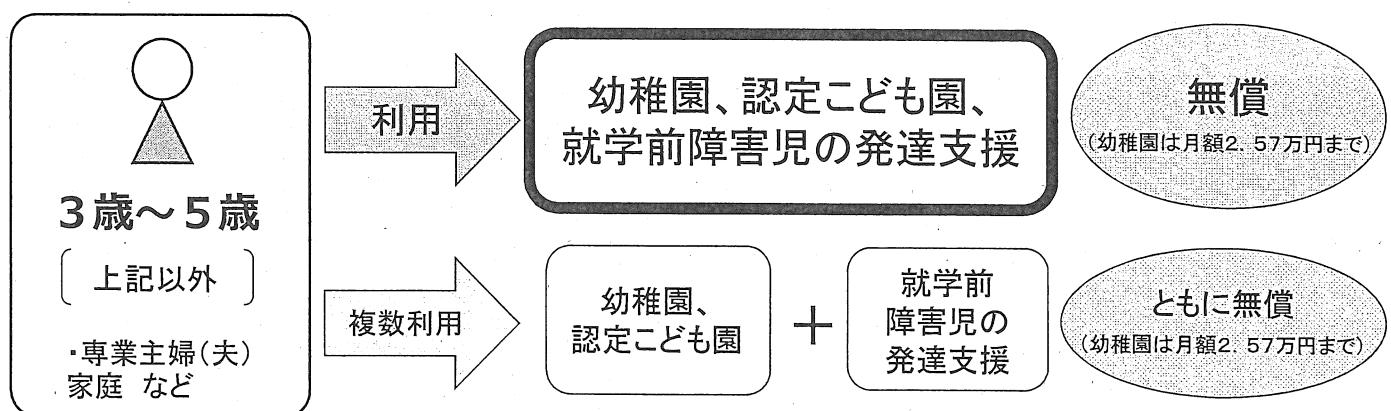
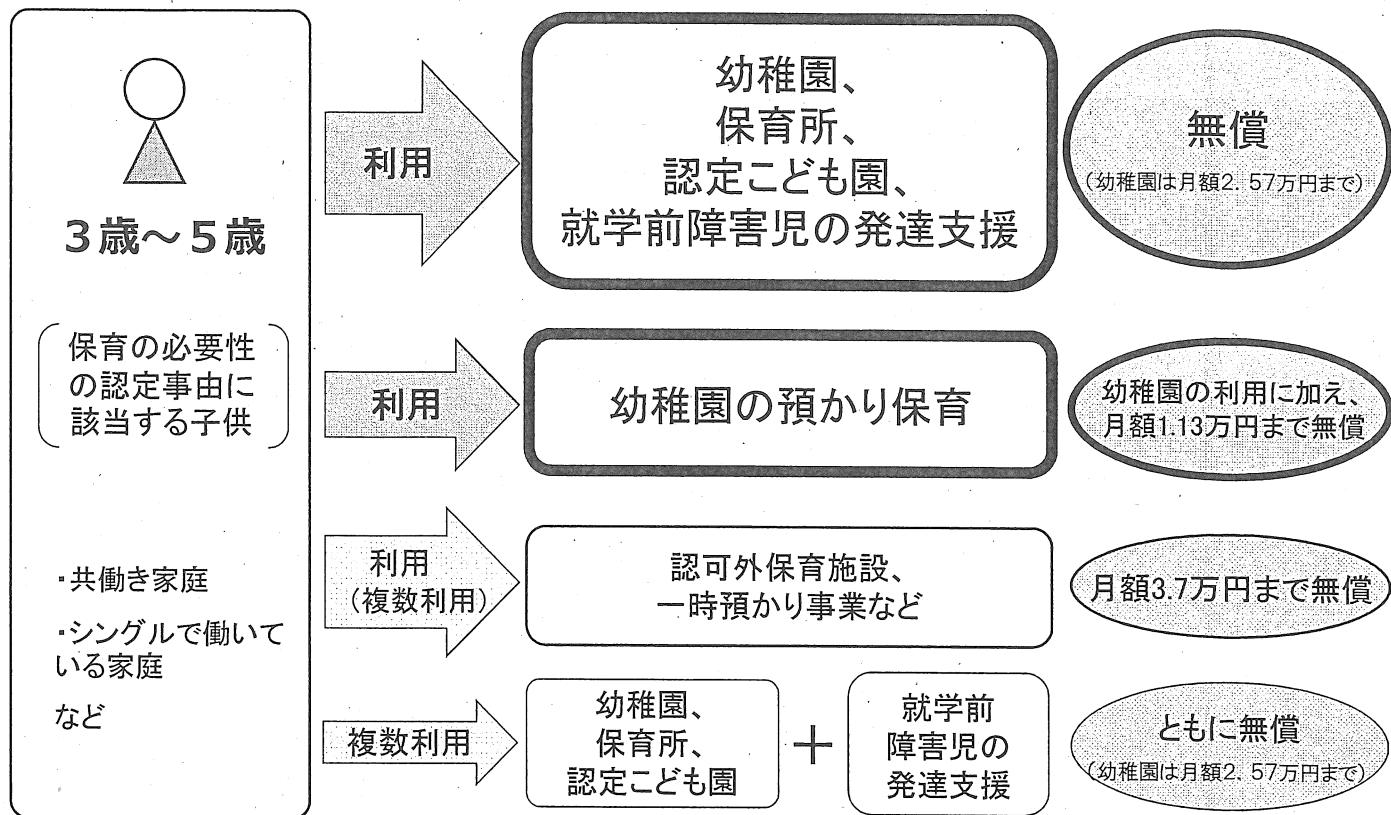
(注2) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。（問い合わせ先 白井市 福祉部 障害福祉課）

問い合わせ先 白井市 健康子ども部 保育課

TEL:047-492-1111(代表)

## 幼児教育・保育の無償化の主な例



※ 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)。

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

(注2) 認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

(注3) 例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

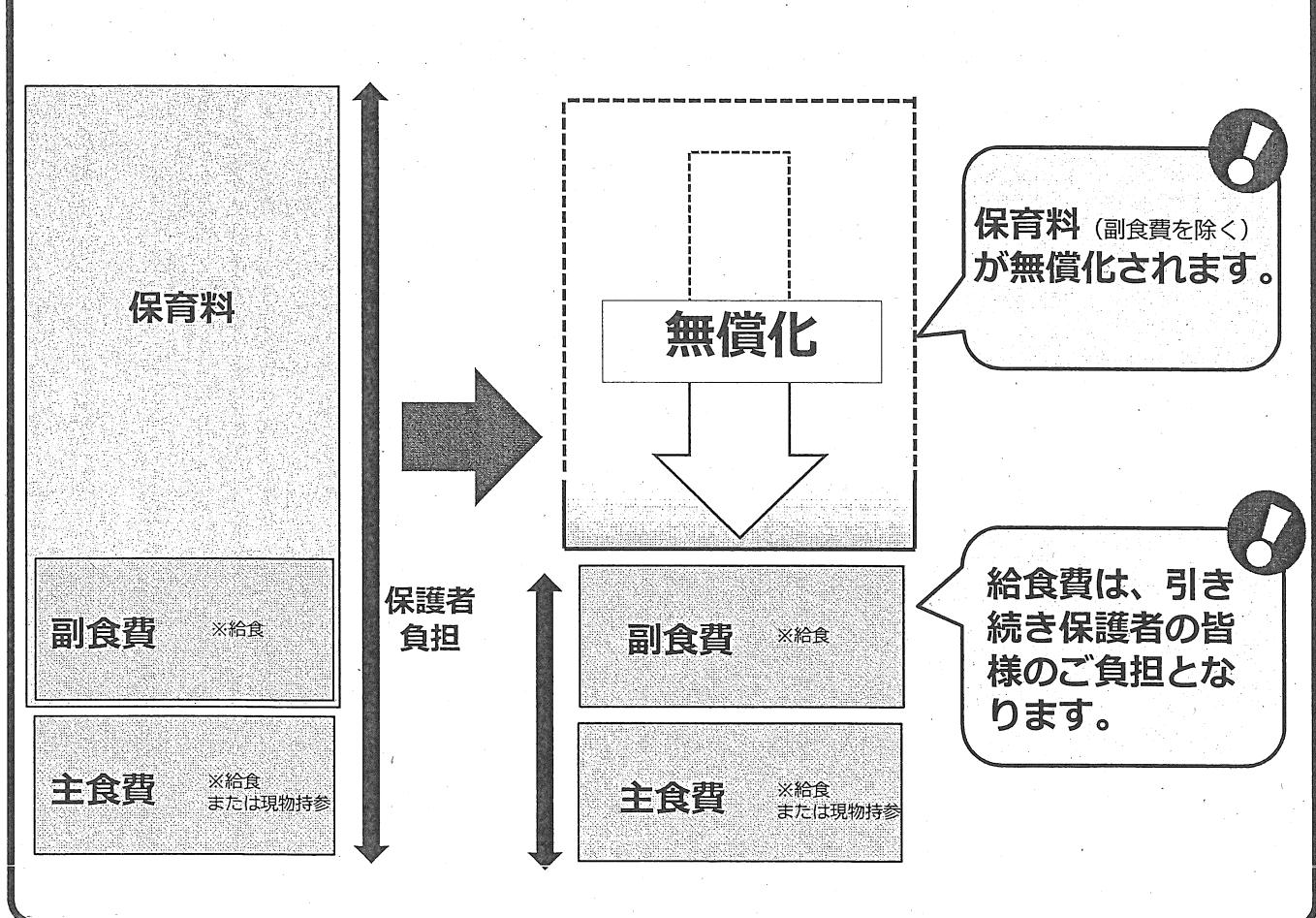
# 保育園・認定子ども園等ご利用中の3～5歳児の保護者様へ

## 10月から、保育料が無償化されます

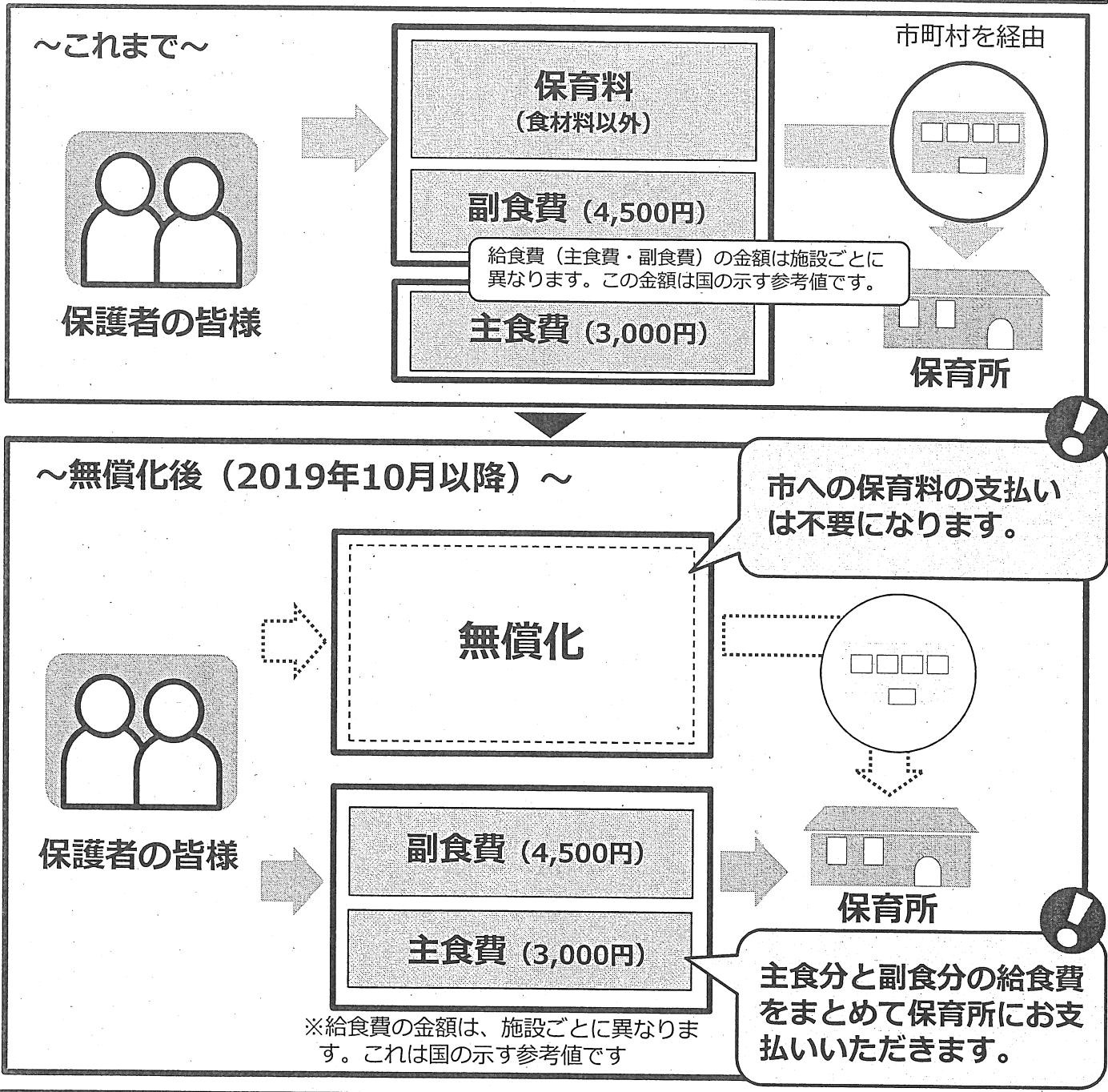
- 2019年10月から、3～5歳のお子様については保育料が無償化されるため、保育料を市にお支払いいただく必要がなくなります。
- 今まで保育料の一部としてご負担いただいていた保育所の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則とされ、今回の無償化の対象から除かれているため、保護者の皆様のご負担となります。

～これまで～

～無償化後（2019年10月以降）～



- 現在、3~5歳児の給食費分は、
  - ・主食（お米など）分については、保護者に代わって市が負担し、
  - ・副食（おかず）分については、保護者が保育料の一部として市を通じて、保育所にお支払いいただいております。
- 今般、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。無償化に伴い、今後は、主食分と副食分の給食費をまとめて保育所にお支払いいただくことになりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。



問い合わせ先：白井市 健康子ども部 保育課  
TEL: 047-492-1111